

第2回中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会 議事概要

1. 日時及び場所

- (1) 日時 平成25年4月18日(木) 10:00～12:00
- (2) 場所 中部地方整備局(名古屋合同庁舎第2号館) 6階中会議室

2. 中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員

委員長	熊田 均	弁護士
委員長代理	和田 肇	名古屋大学大学院教授
委員	加藤 明司	公認会計士
委員	住田 正夫	弁護士
委員	田島 暁	中日新聞客員

3. 議事概要

- (1) 高知県内における入札談合事案に関する調査報告書
- (2) 平成24年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画の実施状況
- (3) 平成25年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画(案)
- (4) 中部地方整備局発注者綱紀保持規程及び同マニュアルの改正(案)

4. 各委員からの主な意見

- (1) 高知県内における入札談合事案に関する調査報告書について
 - ・ 業界からの不当な働きかけに対し、職員が上司に相談し難い組織風土となっていたことが最も懸念される問題である。
- (2) 平成24年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画の実施状況について
 - ・ 入札契約のプロセスの見直しについて、7事務所での試行結果の総括を行って本運用に活用するべきである。
 - ・ eラーニングについて、受講率をより上げるよう努めるべきである。
- (3) 平成25年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画(案)について
 - ・ 入札契約を担当することになる職員には、eラーニング等の研修の受講を義務付けるべきではないか。
 - ・ 建設業界に対して再発防止対策の周知を行っているが、役所の職員が直接事業者に対して訴えるのが効果的である。
 - ・ 職員からの通報制度は既にあるが、十分機能しているとは言えないようなので、通報しやすい制度になるよう検討すべきである。
 - ・ 職員の不正行為を発見した場合に、組織外の第三者にも相談できるようにしておくことが必要である。
- (4) 中部地方整備局発注者綱紀保持規程及び同マニュアルの改正(案)について
 - ・ 発注者綱紀保持規程において、事業者から不当な働きかけを受けた場合に、応じられないこと、記録、公表されることを伝えるよう努めることになっているが、義務として課すべきではないか。